

令和5年3月17日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年3月17日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	村井 勉
11番	古川 幸義	12番	隅岡 美子
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課課長補佐	池田 友亮

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、1番 藪 乃理子 君、11番 隅岡 美子 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

3月8日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、中野 一郎 君。

総務教育常任委員会委員長（中野 一郎）

令和5年3月8日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第1号、多度津町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第2号、多度津町個人情報保護審議会条例の制定について

議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第4号、多度津町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

議案第6号、多度津町行政組織条例の一部改正について

議案第11号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第6号）

議案第12号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）

議案第13号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）

議案第14号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）

議案第15号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

議案第16号、令和4年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）

議案第17号、令和5年度多度津町一般会計予算

議案第18号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険予算

議案第19号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算

議案第20号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道予算
議案第21号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業予算
議案第22号、令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算
審議結果。

議案第1号から議案第4号まで、及び議案第6号及び議案11号から議案第22号までについて

委員、傍聴議員より、

- 一つ、議案第1号で個人情報保護法に係る条例は新たな名称になるのか。附則第2条には多度津町個人情報保護条例の廃止とあるが、国の個人情報保護法に沿った条例に統一されて外部提供できるようになるのではないのか。
- 一つ、国が決めて全国的に一律に条例を制定するというのは、自治体の根幹に関わる条例制定が否定されるのではないのか。国のガイドラインに基づいて作成しているのか。
- 一つ、個人情報を外部に提供すると、その個人が判別できないと思うが、どうなるのか。
- 一つ、議案第2号の個人情報保護審議会条例は情報公開制度と整合性を図るために意見を聴取する審議会ということだが、そのために設置をするのか。
- 一つ、個人情報保護審議会条例が可決すると、その委員には報酬5,000円が出ることになるのか。
- 一つ、行政組織条例の一部改正で政策観光課から駅周辺及び新庁舎整備に関することが除かれるが、これに伴う人員増はあるのか。
- 一つ、国保会計の一般被保険者療養給付費負担金6千万円と一般被保険者高額療養費負担金1千万円を増額補正しているが、内容を説明してもらいたい。
- 一つ、国保会計から直営診療所会計への繰出金を150万円増額補正しているが、一人当たりの医療費の高額化によるものなのか。
- 一つ、国保会計の財政調整基金積立金を9,562万9千円増額補正しているが、今現在の基金はどの位あるのか。この積立金はその上にプラスされるのか。
- 一つ、国保会計の財政調整基金が4億円近くあるということだが、国保税を引き下げることが出来ないのか。
- 一つ、下水道会計の歳入の使用料を1,200万円減額補正しているが、理由を説明してもらいたい。
- 一つ、介護保険会計の歳入の国庫補助金で地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を527万3千円減額しているのは、事業をしなかったからなのか、理由を教えてください。
- 一つ、総務費のパーク&ライド使用料を前年と比較して172万9千円増額しているが、理由を説明してもらいたい。

- 一つ、教育費の予算が前年と比較して約1億7,600万円増加しているのは、施設の修繕費が大幅に増えているということだが、それ以上に教育関係には予算をかけるべきなのではないのか。
- 一つ、4月から「子ども家庭庁」が創設されるが、教育委員会として何か予算を考えているのか。
- 一つ、公園事業費に「海辺と田園に囲まれた森づくり事業」として451万6千円が計上されているが、どういう内容なのか説明してもらいたい。
- 一つ、「さくらの森 高原」の桜は見ごたえがあり、予算をかけているので、もっと有効活用する計画はないのか。
- 一つ、ゴミ袋に取っ手を付けると1枚で2円の上昇になり、1世帯では年間100枚程度の使用で200円の負担増になるが、町内の1万世帯分200万円を予算で支出することは出来ないのか。
- 一つ、昨年に明細を記載するように指摘したにも拘らず、企画費の使用料及び賃借料で、その他として256万9千円を計上しているが、理由を教えてください。
- 一つ、町のコイン「どつつ」は、適正に活用されていないように思うが、事業内容を検証しているのか。また、費用対効果から見て継続するのか廃止するのかをお聞きしたい。
- 一つ、一昨年は670万円あった多度津駅のバリアフリー化の予算を計上していないのは、達成されたからなのか。進展がないのではないのか。
- 一つ、議会費を減額している理由は何なのか。議事録作成により議会事務局の業務が増えると人員増の要望が必要ではないのか。
- 一つ、新規事業の抑制や既存事業の見直しとともに様々な団体への助成金の支出については、毎年ゼロベースで予算編成をするように指摘しているが、見直しがあったのか教えてください。また、年度途中にあとから補正で出てこないように、きちんとしてもらいたい。
- 一つ、特定空き家認定委員報酬2万円や老朽危険空き家判定員報酬10万円、特定空き家認定委員費用弁償8千円とあるが、何名になるのか。また、特定空き家認定委員と老朽危険空き家判定員の違いを教えてください。
- 一つ、老人福祉費の健康診査委託料を1,300万円計上しているが、前年から300万円減額している理由を説明してもらいたい。
- 一つ、障害者福祉費の更生医療給付費を3,200万円計上しているが、前年は4,000万円、2年前は5,679万円と年々減少している理由を説明してもらいたい。
- 一つ、児童保育費の保育所児童保育委託料を5億4千万円計上しているが、前年から約5千万円減少しているのは、児童の減少が原因なのか。
- 一つ、乳幼児福祉費の乳幼児等給付費を8,700万円計上しているが、前年から900万円増額している理由を説明してもらいたい。

- 一つ、農業振興費の農山漁村振興補助金の内容を教えてもらいたい。
 - 一つ、農林水産業費の測量業務委託料が前年の4,388万8千円から7,403万7千円と約3,014万9千円増額しているが、理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、母子福祉費の「香川県ひとり親家庭学習支援員派遣事業等負担金」を10万円計上しているが、事業内容を説明してもらいたい。また、周知はどのようにしているのか。
 - 一つ、商工振興費の多度津町企業立地促進助成金が前年の3,508万円から375万8千円と減少しているが、理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、4年度で町民体育館の耐震診断をしているが、体育施設費に工事費が計上されていないのは何故なのか。工事費は補正で対応するのか。
 - 一つ、防災費で総合ハザードマップ更新業務委託料を400万円計上しているが、詳細を説明してもらいたい。
 - 一つ、教育費の民間資金等活用事業運営委託料の説明をしてもらいたい。また、公有財産購入費の民間資金等活用事業建設費1,753万1千円は何なのか説明してもらいたい。
 - 一つ、国保会計の一般被保険者療養給付費負担金を1億7千万円計上しているが、前年から約4,600万円増額している理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、国保会計の一般被保険者高額療養費負担金を前年から約3千万円増額している理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、下水道会計の下水道費を約2億6千万円計上しているが、前年に比べて約9千万円増額している理由を説明してもらいたい。また、建設工事関連委託料を1億9,100万円計上しているが、前年の1,230万円から増額している理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、介護保険会計の介護予防住宅改修費を前年から110万円減額している理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、介護保険会計で賦課徴収費の中讃広域行政事務組合負担金を326万1千円計上しているが、前年から187万2千円減額している理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、介護保険会計の居宅介護サービス給付費負担金を7億2千万円計上しているが、前年から約2,500万円減額している理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、介護保険会計の介護保険財政調整基金積立金として2,136万円を計上しているが、前年から約2千万円増額している理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、介護保険会計の居宅介護サービス計画給付費負担金を7,500万円計上しているが、内容を説明してもらいたい。
 - 一つ、後期高齢者が増加傾向にある中で、後期高齢者医療広域連合納付金が前年よりも約2,000万円増額しているが、内容を説明してもらいたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

- 一つ、議案第1号は新たに制定してこの名称になる。これまでの個人情報保護条例は各自治体で多少の相違があったが、法律に基づいて全国統一で改正することになり、香川県でもほとんどの自治体が既存の条例を廃止して新たに制定することになる。
- 一つ、国が法律で同様の条例制定を定めるように求めており、ガイドラインに基づいて作成している。
- 一つ、個人情報、これまでどおり保護されることになっている。
- 一つ、個人情報保護審議会は、公開された情報に不服があった場合などに開催することになっている。
- 一つ、個人情報保護審議会の委員の報酬は、新たに予算化することにしていく。
- 一つ、行政組織条例の改正で駅周辺・新庁舎整備推進室が解体されるので政策観光課は人員減になるが、重要施策の体制強化で建設課や教育課に配置されることになると考えている。
- 一つ、国保の保険者数は年々減っているが、一般被保険者療養給付費では一人当たりの医療費が入院・外来ともに増えており、一般被保険者高額療養費も入院の一人当たりの医療費が増えているので増額補正している。
- 一つ、国保会計から直営診療所会計への繰出金を増額するのは、受診者の減少による診療収入の減少を補填するものである。
- 一つ、国保会計の財政調整基金は令和3年度末で3億9,701万6,247円であり、積立金は予算として増額補正しているが、実際の積立額は決算の結果に基づくので現時点では決まっていない。
- 一つ、国保会計の財政調整基金は4億円近くあり、被保険者は減少傾向であるが、入院などで一人当たりの医療費が増加傾向なので、基金を確保した上で運営をしたいと考えている。
- 一つ、下水道会計の使用料を減額しているのは、今まで下水道に放流していた平瀬浄水場の水道処理水が水質的に問題ないということで流さなくなったことが主な要因である。
- 一つ、介護保険会計の歳入で国庫補助金を527万3千円減額しているのは、申請した結果、国の決定額が少なかったことによるものである。
- 一つ、パーク&ライド使用料を増額しているのは、新庁舎建設に伴って駐車利用台数を30台程度制限していたものを以前と同様に戻したことによるものである。
- 一つ、教育費では安全面を考慮して図書館の外壁修理などに重点的に予算配分しているが、小学校に図書司書を配置するなど様々な新しい教育の取組も実施している。
- 一つ、「子ども家庭庁」の創設によって文部科学省から新たな補助制度が示され

- ば、有利なものは積極的に活用したいと考えている。
- 一つ、「海辺と田園に囲まれた森づくり事業」の予算は、多度津山の「さくらの森高原」に対する草刈りなどの年間の維持管理に要するものである。
 - 一つ、「さくらの森高原」の利用については周知に努めるとともに、新種である遅咲きの「桃陵八重桜」も植樹しているので、多くの人に花見を2回楽しんでもらいたいと考えている。
 - 一つ、ゴミ袋の取っ手については出来るだけ住民の要望に応えられるように、他の自治体を実施している可燃ゴミと不燃ゴミの袋を同じものにする事で種類を減らすなど生産コストを抑えられるように様々な検討をしたいと考えている。
 - 一つ、企画費の使用料及び賃借料は、町のコイン「どつつ」の使用料であるが、次年度以降は、その他とせずに明細を記載するように修正したい。
 - 一つ、駅のバリアフリー化はJR次第になると思うが、県も入った協議を通じて駅舎を含めた見直しを検討した上で、次のステップに進みたいと考えている。
 - 一つ、現在の「どつつ」のユーザーは988人であるが、今後はもっと活発に使ってもらえるようにPRして、町の活性化や関係人口の創出に繋がるように事業を進めたいと考えている。
 - 一つ、議会費の減額は、主に議会議員の改選に伴う費用や新庁舎の議場システムによって議事録作成業務の費用が不要になったためである。人員増については、注視しながら相談したいと考えている。
 - 一つ、総務課からは各課に対して慣例によらず決算状況や予算執行状況を検証して経費削減を行うことを指示しており、ゼロベースからの積み上げ方式で予算査定を行っている。補助金や助成金の全てが削減できた訳ではないが、5年度では前年と比較して補助金を約2億1,300万円削減している。安易な補正をせずに、慎重に精査して予算編成をしたいと考えている。
 - 一つ、危険空き家を取り壊す判定は今までは1名で実施していたが、今後は空き家等適正管理条例に基づいて特定空き家の認定は空き家等対策協議会を設置して行うために報酬などが必要であり、認定員は8名を予定している。
 - 一つ、健康診査委託料は後期高齢者医療のものであるが、3年度実績の受診率35.8%に基づき算出して予算計上している。
 - 一つ、更生医療給付費は身体障害者の人が透析や心臓ペースメーカー移植術などの高額医療費に対する給付であり、今までは急な発症に備えて当初予算では人数を多目に算出していたが、不足した際には補正対応することで実績に合わせた額を計上している。
 - 一つ、保育所児童保育委託料が前年から減少しているのは、コロナ禍での出生数の減少や児童数の減少によるものである。

- 一つ、乳幼児等給付費が増額となっているのは、乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正で、対象者が15歳から18歳に拡大することに伴うものである。
- 一つ、農山漁村振興補助金は、農林水産省の事業承認を受けて2年間で1千万円の補助がつく農山漁村での所得向上と雇用増大の取組をする農業者や漁業者などの地域協議会が行う農泊事業などに上乘せして支援する町単独事業であり、農業や漁業の魅力を発信することで地域活性化を図って誘客に繋げたり、新規就農者が一定の収入を得られることを目指している。
- 一つ、測量業務委託料は地籍調査であり、5年度は堀江一丁目から三丁目及び本通二丁目、京町地区と調査面積が広いことによるもので、歳入には国庫支出金4,300万円と県支出金2,150万円がある。
- 一つ、「香川県ひとり親家庭学習支援員派遣事業」は県の事業であるが、経済的に困っている一人親の家庭で、学習支援が必要な世帯でのネグレクトを危惧した見守りも兼ねて支援員を派遣している事業である。制度の周知は、文書の配布や地区担当保健師が個別の声掛けを実施している。
- 一つ、多度津町企業立地促進助成金は、新たに投資した固定資産が1億円以上で町内に住民票を有する住民を5名以上雇用した企業に対して3年間の固定資産税相当額を助成するものであるが、前年の2社から1社になったことに伴って減額している。
- 一つ、町民体育館の耐震診断の結果は2月末に出ているが、耐震性が不足しているものの耐震補強は可能とのことである。耐震工事は財源となる有利な補助金を検討した上で確保してから進めたいと考えている。
- 一つ、香川県が作成する新しい情報が入ったものを待った上で、最新の防災ハザードマップとして更新するように計画にしている。
- 一つ、教育費の民間資金等活用事業運営委託料は1市2町学校給食センターの運営に係る経費であり、民間資金等活用事業建設費は施設の建設に係る分割の経費である。
- 一つ、国保会計の一般被保険者療養給付費負担金の増額は療養給付費の増加によるもので、令和4年度も増額補正をして約17億2,900万円にしている。また、一般被保険者高額療養費負担金の増額も同様に高額療養費の増加によるものである。
- 一つ、中讃流域下水道負担金の増額の主なものは、石油の高騰や電気代の高騰等によるもので、建設工事関連委託料の増額は新町排水ポンプ場の施設整備工事と2号雨水幹線の工事によるものである。
- 一つ、介護予防住宅改修費を250万円にしているのは、4年度の4月から9月までの実績が約111万円だったことに基づいている。
- 一つ、中讃広域行政事務組合の負担金は、業務量や人口によって構成する市町で按

分しているが、前年に行なったシステム改修が終了したことから減額になったものである。

一つ、居宅介護サービス給付費負担金は、令和3年度と4年度前半の実績に基づいた算出により計上している。

一つ、介護保険財政調整基金積立金を増額するのは、給付費を令和3年度と4年度の実績に基づいた算出により、例年よりも少なくしている関係で保険料の余剰が多くなることに対応している。

一つ、居宅介護サービス計画給付費は、介護1から5の人に対してのケアマネジメント料になる。

一つ、後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療の徴収した保険料や人件費・システム改修費などの広域連合の事務費を構成市町が負担するもので、令和5年度の事務費の負担分1,861万5,815円と保険料負担分3億2,056万4,540円を計上している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第4号まで、及び議案第6号及び議案11号から議案第22号までについては委員会として原案を可決した。また、その他として、執行部より他4件の報告があった。以上、報告します。

議長（村井 勉）

これをもって、総務教育常任委員会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、3月8日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

建設産業民生常任委員会委員長（兼若 幸一）

建設産業民生常任委員会結果報告について、令和5年3月8日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第5号、多度津町空き家等適正管理条例の全部改正について

議案第7号、多度津町手数料条例の一部改正について

議案第8号、多度津町墓地設置条例の一部改正について

議案第9号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について

議案第10号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第23号、工事委託に関する変更協定の締結について（令和4年度多度津町新町排水ポンプ場水処理整備工事に関する委託）

議案第24号、町道路線の認定について

審議結果。

議案第5号、議案第7号から議案第10号まで及び議案第23号及び議案第24号について

委員、傍聴議員より、

一つ、建設課には以前から倒壊の危険がある家屋を伝えていたが、空き家等適正管理条例の全部改正により今後どういう進展になるのか説明してもらいたい。

条例の施行により危険な建物の早い措置をお願いしたい。

一つ、緊急安全措置の第8条第2項と第3項の条文中の「ただし書き」に「この限りでない」とあるが、どう解釈をすれば良いのか。この表現では誤解を招くので、誰が読んでも分かるような緻密なものになるように、議案審議までに協議して報告してもらいたい。このままでは不十分なので、賛成できない。

一つ、住民の安全のために緊急安全措置をするのは理解できるが、他人を怪我させた場合や個人の所有物への賠償についての記載がないのは、この条例案は整理が出来てないからなのでないか。また、担当職員の考え方によって出来ることに相違が起こらないように条例だけではなく、別に解決策となる補助的な規則を作らないと本当の意味での実行が出来ないのでないか。

一つ、第9条に『空き家等の適正管理の促進を効果的なものになるように「警察等関係機関、学識経験者と連携を進め」』とあるが、具体的にはどういうことなのか説明してもらいたい。

一つ、国民健康保険で出産育児一時金を8万円増加して50万円にするということだが、実績はどの位なのか。

一つ、工事委託に関する変更協定で7,450万円を大きく減額するのは、1社見積りから3社見積りになって契約金額が下がったからだと聞いているが、日本下水道事業団はどのような組織になっているのか説明してもらいたい。また、下水道事業団の事務所は各地に点在しているが、発注の管轄などの経緯はどうなっているのか。

一つ、西白方地区の図面の②番と③番の町道は、高架の下のトンネル部分だけで、横の側道は県道になるのか。

一つ、①番の町道397号線は図面のとおり、山へ行く道は個人所有ということなのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、国の空き家等対策特別措置法に基づいた条例改正により特定空き家等の指定が可能となり、町として法的根拠を持って助言・指導・勧告・命令に加えて最終的に行政代執行ができると考えている。安心・安全のために危険な建物を行政代執行すると撤去費用の請求などで難しいスキルが必要になると考えている。

一つ、著しい危険がある場合には緊急安全措置を講じることを想定しており、個人の財産に関わることから「同意」や「通知」を要するとしているが、突発事案などで得られない場合でも住民を守る措置は可能としているので、対応は

ケースバイケースになると考えている。条文は誤解を招きかねない表現なので、検討する場をお願いしたい。

一つ、特定空き家の所有者等に対し、危害を与えた場合の責任を説明しても撤去してもらえない場合が多いので、行政代執行が可能になるのは前進であるが、個人の財産を公の機関が処分すると費用は事後請求になるので、回収は難しいと想定している。町民の安全を守るためには、条例を研究して進めていく必要があると考えている。

一つ、最終的に行政代執行まで出来るようにするため、空き家等適正管理条例と合わせて関係機関と学識経験者等で組織する多度津町空き家等対策協議会を設置する予定としており、その中で特定空き家の認定を進める内容にしている。

一つ、出産育児一時金の実績は、令和3年度が10件の申請による420万円で、令和4年度が1月末現在で7件である。

一つ、日本下水道事業団は、下水道法の中で認められた地方公共団体からの出資で作られたスキルのある組織であり、今回の協定変更は資材の高騰を過大にしていたことに加えて発注時に3社見積りにした結果であると聞いている。また、日本下水道事業団との工事委託に関する協定になっているので、管轄については分からない。

一つ、西白方の県道の側道部分も町道に認定している。

一つ、町道397号線は突き当たりまでが官地農道であり、県が整備したものを町道としている。それより上部は個人の所有地の入口になるが、県の整備により町が公衆用道路として管理することになる。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第5号については採決の結果、委員会として原案を否決し、議案第7号から議案第10号まで及び議案第23号及び議案第24号については、委員会として原案を可決した。

また、その他として、執行部より他1件の報告があった。

以上、建設産業民生常任委員会の報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、建設産業民生常任委員会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

14番、尾崎 忠義でございます。私は令和5年第1回多度津町議会3月定例会におきまして、議案第1号、多度津町個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第2号、多度津町個人情報法施行条例の制定についての2議案は関連があり、この2議案については、次の点で反対の立場で討論を致します。

今、全国の自治体でそれぞれ制定されている個人情報保護条例が、この春、全てリセットされ、企業が活用しやすいよう規制を緩く改正した国の個人情報保護法に合った条例に統一されてしまいます。多度津町も同様であり、加工された個人情報は、法に従って外部提供できるなど問題が山積みであります。この議案は、昨年の通常国会でデジタル改革関連法が強行され、9月にはデジタル庁が発足し、年末にはデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定したものであります。安倍、菅政権の路線を岸田政権も継承し、さらに進めようとしているものであります。データが競争力の源泉だとして、データ利活用を成長戦略と位置づけ、利用しやすい仕組みづくりを進めてきました。これは、経済界からの要望でもあります。ここで言うデジタル改革関連法は、国、自治体等の行政機関は、国内最大のデータ保有者だとして、行政保有の個人データを企業に開放し、企業の利益に繋げるためのものでした。国・自治体が保有する個人情報は、公権力を行使して取得、申請、届出に伴い、義務として提出されるもので、多岐にわたる膨大な情報量であります。この行政保有の個人データまで官業の開放の対象にしようとの狙いがございます。日本共産党は、政府が進めるデジタル改革、特に行政のデジタル化の問題点は、1、プライバシー侵害の拡大、2、住民サービスの後退、3、マイナンバー制度の拡大、4、官民癒着の拡大の問題があるとの理由で反対した経緯があります。デジタル改革関連法で各自治体の個人情報保護条例は、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容することとしたため、今後の条例づくりに縛りがかけられます。しかし、今後の条例で許容される独自の保護措置は、要配慮個人情報の対象の上乗せや手数料や処理機関などといった意見を聴取する審議会の設置など、情報公開制度との整合を図るための極めて限定されたものとなっております。自治体独自の運用の余地を狭め、国の個人情報保護委員会に自治体の条例づくりにも口を挟める仕組みが盛り込まれたものであります。これは、自治の根幹である条例制定が否定されかねない地方自治への国の介入ともいえるべきものですので、従って、議案第1号、多度津町個人情報保

護法施行条例の制定について、及び議案第2号、多度津町個人情報保護法施行条例の制定についての両議案については、反対を致します。以上。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数

議長（村井 勉）

起立多数です。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4、議案第2号、多度津町個人情報保護審議会条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（村井 勉）

これより、討論に入ります。

先ほど、尾崎議員から反対の討論がございました。

これより、他に討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

小川 保 君。

議員（小川 保）

9番、小川 保でございます。

私は賛成の立場で意見を申し上げますが、先ほど、つい私の聞き間違いなのか議案第2号についてのタイトルが、尾崎議員よりされた内容が、このとおりであるのかどうなのか確認を致したいと思います。以上でございます。

議長（村井 勉）

尾崎 議員。議案第2号、多度津町個人情報保護法施行条例になっていますが、これ、合ってるんですか。第2号議案。個人情報保護審議会条例ですよ。

議員（尾崎 忠義）

あ、失礼しました。私が文面は間違っておりました。審議会条例でございます。内容は同じです。

議長（村井 勉）

小川議員、よろしいでしょうか。

議員（小川 保）

はい、お願いします。

議長（村井 勉）

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数でございます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（村井 勉）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第7. 本日配付しております、議案の訂正請求書の件について(議案第5号、多度津町空き家等適正管理条例の全部改正について)を議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

議案の訂正理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長 (三谷 勝則)

本日は貴重な時間を頂き、有難うございます。

去る3月1日の提案を致しました議案につきましては、一部内容に不明確な部分があったので、議案の訂正請求書の提出をさせて頂きました。

それでは、内容についてご説明をさせて頂きます。今議会に議案第5号として提案させて頂いた議題、多度津町空き家等適正管理条例の全部改正についてでございます。

資料の3ページをお開き下さい。下線部が訂正箇所になります。右が訂正前、左が訂正後でございます。このうち、第8条第2項のただし書、及び第3項ただし書部分について、条文の内容が不明確になっておりましたものを明確な内容とするため、第2項のただし書の「この限りでない」の表記を、「同意を得ず、緊急安全措置を実施するものとする」に改め、第3項のただし書については、削除するものでございます。よって多度津町議会会議規則第20条の規定によりまして、本議案の訂正を求めらるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

8番、古川 幸義でございます。

訂正致します。10番、古川 幸義でございます。

第8条の第2項で、緊急安全措置を実施するもの。これは、全文を見ますと町長は、緊急安全措置に講ずるときは、当該空き家等の所有者等の同意を得て、実施するものとする。ただし、空き家等の所有者等が判明しない場合、またはやむを得ない事由により、空き家等の所有者の同意を得ることが出来ない場合、同意を得ずに緊急安全措置を実施するものとすると改定されております。そのことに対して、当局に質疑を申し上げます。第8条、第3項、第4項、第5項については、所有者に通知し、第4項では、所有者に安全措置の代執行を行った場合の費用を請求、費用を徴収するものとする。4項も5項も持ち主に対して、徴収することとすると書いておりますが、先ほどの委員会報告でもございましたように代執行を行った場合、その持ち主が判明しないものや、また、同意を得てない者に対し、請求することは非常に難しいという風な全国的に事例がございます。その場合はですね、じゃあどこから請求するかと言いますと、これ国の方では、空き家法の下で特定空家等に認定されておらず、かつ当該空き家に災害対策基本法上の応急、公用負担の適用がないと記述されております。従ってこの場合、徴収が不可能な場合は、全て市町村の公費で行わなければいけないとなりますが、それについて明確に説明がされておられませんので、恐れ入りますが、説明をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、相手が不明の場合は当然、請求は出来ません。ただ、しかしですね、町民の生命安全等に危害がある場合は、略式代執行という形をとらせて頂いて対応を考えております。また、その場合で地権者が分かっている場合は、あくまでやっぱり地権者の方に請求を続けていくべきだと思います。そういったところに関しましては、また協議会の中で検討しながら、こういった形で請求を続けていくかということと併せて、当然の地権者の責任でございますので、請求を続けていくという現在の形では、そういう形で考えております。以上でございます。

議員（古川 幸義）

古川でございます。ただ今の答弁に対しまして、やはり行政は民事に介入せずと

というのが大原則でございます。やはり、これまでのこの過程に至るまでも行政側には指導や、また勧告っていうところが、限界のところが多いように思われます。代執行に関しては、やはり慎重に審議を行って代執行を行うというのが大原則でございます。また今、家屋だけに限定されておりますが、これはビル、工場等にも適用されるのかどうか、ご答弁をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川 議員のご質問に答弁をさせていただきます。

個人所有でないものについては、今回の条例には適用されないと考えております。ただし、会社と事業所等の分についても行政側からの指導、支援、勧告等を行えるものと考えております。以上でございます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

7番、中野 一郎でございます。今のこの条例の変更前と変更後が出ています。修正案と修正後。修正前はこの限りでないという言葉が入ってます。この限りでないという言葉は、法律用語で民法の中でも150箇所以上のところに、この限りでないという言葉が出てきます。この限りでないという言葉は深く解釈すると原則規定と例外規定があるんですよ。だから、原則規定と例外規定を含んでの、この限りでないということなんですけれども、それ非常に分かりにくいんですけども、判断する要素は非常に広く判断出来るんですね。この限りでないという言葉を使うと。その中で今言うたように原則規定と例外規定があるんですけども、変更後の方を見ると同意を得ずに緊急安全措置を実施するものとする。これ1本しかないんですよ。で、これ全てのケースが、これで対応出来るのかな。って私は、ふと思いました。範囲が物すごく狭まっとなって、これ1本の言葉だけで本当に出来るのかなって。これ出来ん時、どなんするのかなって思ったんですけども、この変更内容で果たして大丈夫なんでしょうか。答弁お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野 議員のご質問に答弁させていただきます。確かに明確にしたことによって、範囲が狭まっているという風には感じております。ただし、その中で、あまりそういった条件について、これ、緊急安全措置の場合を考えております。その部分では、緊急的に対応しなければならないと考えておりますので、今回、明確にさせて頂いております。その細かな部分で、あるいはちょっと規則の方で、もう一度整理もさせて頂きたいと思っておりますので、その辺りをまた検討させて頂きたいと思いま

す。以上でございます。

議員（中野 一郎）

もう1回、質問よろしいですか。私、これをもう極論から言うと、この変更案について、法律の専門家の意見を聞いてますか。お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野 議員のご質問に答弁をさせていただきます。

専門家というか弁護士等の意見は、聞いておりません。以上でございます。

議長（村井 勉）

中野 議員、よろしいでしょうか。

議員（中野 一郎）

中野 一郎です。困ったな。ちょっと結論が出しにくい。今の答弁でちょっと私、ここで決めるのであれば、可否を出しにくいんですけども、可否をここで出すんですか。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の中野 議員のご質問に対して答弁をさせていただきますけども、答弁と言えるかどうか分からないんですが、この空き家等適正管理条例を制定したのは、私が町長に就任させて頂いてすぐの時に、極楽橋の側のところ、空き家が何年もずっとそのまま、老朽家屋として、いつ崩落するか分からない。そのような状態のままずっとあって、そして、町の方からは何度も、その持ち主は大阪におりましたので、そこに、何回も早く何とかしてくれっていう催促状を出したけども、なかなか出てこなかった。そういう中で、ついに崩落してしまった。その時に、多度津町には行政代執行の権利がなかったんで、何も出来なかった。ただ、県の方にはそういう行政代執行をする権利がありましたので、県の方をお願いをしました。そしたら県もこれはなかなか使いにくい。なかなか使いにくいんで、それはしない。じゃあどうすればいいんだという中で、本人の同意をもらってきてくれと。それで、県の方からも来て下さい。ということで県の方と町の職員が何回か、現地、大阪のその人のところへ行きました。その時、その人はもう人間不信になってて、もうその人の同意をもらうような環境じゃなかったんですね。それで、その周りの方に頼んで、やっと同意をもらってきた。それで、崩落した家屋を撤収して直した訳ですけども、そういうことがありました。その時に、やっぱりその家屋の抵当権のことがありまして、多度津町が2番目だったので、2番目の優先権ということで、全額は返ってきませんでした。もう記憶の中では、町が行った費用に対しての80%位が返ってきたと確か記憶をしております。ですから行政代執行にしても、先ほど古川議員さんもおっしゃったように、全額は返ってきません。だけど町民の命を守る。町民の生活を守る。そういうことに関しましては、私はその時に、これは絶対にとという言葉を使いますけども、行政代執行の権利があると。いう風に感じました。これは行政代

執行、今のこの条例の改正に致しましても、これは、行政代執行が出来る状況に持ってきている訳でありまして、これが直ちに行政代執行だという訳ではないと感じております。ただ、行政代執行をできる。そういう規約・規定になっていると感じております。そして、行政代執行っていう最終的な手段は、行政には必要だと感じております。そういう今、先ほど申しましたような事案を考えてみますと、そういうことが必要じゃないかと今、切にそう思っております。以上です。

議長（村井 勉）

ここで暫時、休憩致します。

再開は、後でまた連絡します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

済みません。この案件について公示・公告というのは、どういう風な関係になるんか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎 議員のご質問に答弁させていただきます。告知というのは、空き家の所有者に対してですかね。それについては、規則の方で様式等を定めまして、個人宛に、所有者宛てに通知するものでございます。以上でございます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

先ほどの古川 議員よりちょっとご質問のございましたビル、倉庫等に関してですね、これについては当然、個人所有であれば、空き家とみなしますので、同じような対策をとらせて頂くようになると考えております。以上でございます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

ここでお諮り致します。

ただ今の議案の訂正請求書の件については、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、議案の訂正請求書の件については、許可することに決定致しました。

日程第8. 議案第5号、多度津町空き家等適正管理条例の全部改正についてを議題と致します。

先ほど、議案の訂正が許可されました議案第5号、多度津町空き家等適正管理条例の全部改正についての審議に入ります。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

議案訂正前の委員長報告は否決となっております。

本案は、訂正されました原案のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数です。

よって本案は、訂正されました原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第6号、多度津町行政組織条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第7号、多度津町手数料条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第8号、多度津町墓地設置条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第9号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第13. 本日配付しております、議案の補正請求書の件について（議案第10号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について）を議題と致します。

タブレットの準備よろしいでしょうか。

議案の補正理由の説明を求めます。健康福祉課長、富木田 君。

健康福祉課長（富木田 笑子）

議案の補正請求書の件につきまして、補正の理由についてご説明をさせていただきます。

去る3月1日に提案致しました議案第10号につきまして、一部補正をさせていただきますべく、本日、多度津町議会会議規則第20条の規定により、議案の補正請求書を提出させていただきます。

補正の内容につきまして、ご説明させていただきます。

一昨日の3月15日に香川県議会2月定例会におきまして、令和5年度一般会計予算案が議決されたことに伴い、乳幼児医療費支給事業県費補助金の対象年齢が現行の未就学児から小学校3年生までに引き上げられました。これにより、本町の補助対象年齢についても改正が必要となるため、議案第10号、多度津町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを補正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。第2条第1項中、乳幼児を「乳幼児等」に、「満6歳」を「満9歳」に改めるものでございます。「満15歳」を「満18歳」に改めることにつきましては、定例会初日に提案説明させて頂いております。

附則の第1項と第2項についても提案説明させて頂いておりますので、省略させていただきます。

3ページをご覧ください。関係条例の整備と致しまして、第3項で多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正として、同条例第3条第2項第2号中、「満6歳」を「満9歳」に改正するものでございます。

4ページをご覧ください。同じく関係条例の整備と致しまして、第4項で多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正として、同条例第3条第2項第2号中、「満6歳」を「満9歳」に改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の補正について、ご説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の補正理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

ここでお諮り致します。

ただ今の議案の補正請求書の件については、これを許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、議案の補正請求書の件については、許可することに決定致しました。

日程第14. 議案第10号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

先ほどの議案の補正許可がされました議案第10号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを審議に入ります。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は補正されました原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、補正されました原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第15. 議案第11号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第6号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第16. 議案第12号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第17. 議案第13号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第18. 議案第14号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第19. 議案第15号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第15号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第20. 議案第16号、令和4年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第16号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第21. 議案第17号、令和5年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年第1回多度津町議会3月定例会におきまして、議案第17号、令和5年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論を致します。

款1. 議会費、香川人権研究所団体会費2万円、款3. 民生費、人権同和施策事業費として1,235万2,000円のうち、部落解放人権政策確立要求国民運動実行委員会業務委託料50万円、人権関係外郭組織及び各種研修会負担金90万7,000円、計140万7,000円。

款10. 教育費、香川人権研究所会員負担金2万円。全国人権保育研究集会負担金3万5,000円。町内幼・小・中学校人権同和教育研究会補助金15万円、計20万5,000円、総合計162万5,000円が、人権同和政策事業費として予算に計上されております。

従って議案第17号、令和5年度多度津町一般会計予算については、総計162万5,000円の人権同和政策事業費は、1、幼稚園、小学校、中学生の給食費無償化への補助金として予算は使うべきであり、安心して子育てが出来る救済措置の実施などに予算を回すべきであり、改善すべき点があるので、反対を致します。以上。

議長 (村井 勉)

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第17号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長 (村井 勉)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第22. 議案第18号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第18号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第23. 議案第19号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第19号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第24. 議案第20号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第20号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第25. 議案第21号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第21号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第26. 議案第22号、令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第22号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第27. 議案第23号、工事委託に関する変更協定の締結について(令和4年度多度津町新町排水ポンプ場水処理整備工事に関する委託)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第23号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第28. 議案第24号、町道路線の認定についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第24号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第29. 議員提出議案第1号、多度津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

また、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議員提出議案第1号についてを採決致します。

議員提出議案第1号は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第30. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

なお、タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は全て終了致しました。

これにて、令和5年第1回定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉会 午前10時59分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和5年3月17日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記